



●福祉総務課 fsoumu@city.ishikari.hokkaido.jp  
●高齢者支援課 koureisyas@city.ishikari.hokkaido.jp

### 日赤社資募集にご協力を

皆さんの善意(活動資金)とボランティア活動で支えられる赤十字。ご理解とご協力をお願いします。

**募集強化期間** 7月1日(火)～8月31日(日) ※強化期間以外でも随時受け付け ※今年度も町内会等の皆さんに社資募集を依頼します

問合せ 日赤石狩市地区事務局  
☎72・8181

### 戦没者等の父母、祖父母の方へ特別給付金の継続支給

次の要件を満たす戦没者等の父母、祖父母の方に特別給付金が支給されます。

#### 支給対象

- ①第21回特別給付金国庫債券「い号」を受けられた戦没者等の父母、祖父母の方で次のいずれにも該当する方
  - ・4月1日において公務扶助料、遺族年金等を受ける権利または受ける資格を有すること
  - ・3月31日までの間に自然血脈である子も孫もないこと
- ②第21回特別給付金国庫債券「い号」を受けていない戦没者等の父母、祖父母の方にあつては、次のいずれにも該当する方
  - ・昭和42年4月1日から平成20年4月1日まで引き続き公務

扶助料、遺族年金等を受ける権利または資格を有すること

・戦没者等の死亡したときに戦没者等以外に子も孫もなく、その後、3月31日までに自然血族である子も孫もないこと

**支給内容** 額面100万円、5年償還の記名国債

**請求期限** 平成23年4月18日まで

請求・問合せ 福祉総務課  
☎72・3127

### 保険・年金

#### 介護保険利用者負担限度額の認定

介護保険施設に入所または短期入所利用者の居住費や食費の負担限度額は、本人および世帯員の市民税課税状況と所得に応じて設定されます。

**対象** 市民税非課税世帯の方

※すでに認定証をお持ちで継続利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

**申請に必要な物** 申請書・介護保険被保険者証

**申込・問合せ** 高齢者支援課  
☎72・6121

#### 社会福祉法人等利用者負担額の軽減

社会福祉法人および市に申し

出のあつた訪問介護(介護予防)事業者で介護保険サービスを受けている方の利用者負担割合を、本人および世帯員の収入状況等にに応じて4分の3に軽減します。

**対象サービス** 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設

**対象** 次のすべてに該当する方

- ①市町村民税非課税世帯の方
- ②世帯の年間収入が150万円以下(世帯員が一人増えるごとに50万円加算)の方
- ③世帯の預貯金等の額が350万円以下(世帯員が一人増えるごとに100万円加算)の方
- ④自宅など日常生活のために必要な資産以外に資産がない方
- ⑤介護保険料を滞納していない方

※すでに確認証をお持ちで継続利用する場合は、毎年7月末までに更新申請が必要

**申請に必要な物** 申請書・介護保険被保険者証・預貯金通帳等

**申込・問合せ** 高齢者支援課  
☎72・6121

#### 国民健康保険

#### 【高齢受給者証の更新】

「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月31日までの更新手続きは不要のため、70～74

## 平成19年中に退職・失業などにより所得が減った方

平成19年中に退職などで所得が大幅に減り所得税がかからなくなった方は、税源移譲による所得税の減額効果を得ることができませんので、申告により平成19年度市・道民税(以下、住民税)の減額措置(納付済みの方は還付)を受けられる場合があります。減額措置は平成19年度住民税のみが対象となり、平成20年度は適用されません。

対象になる可能性がある方には、6月中旬に案内文を送付しています。ただし、課税資料がない方などは、対象になるか判断ができないため案内文を送付できません。案内文の送付がない方で対象になると思われるときは、下記③までお問い合わせください。

|       |  |   |                        |   |                  |   |                        |   |                  |
|-------|--|---|------------------------|---|------------------|---|------------------------|---|------------------|
| ①対象   | 平成19年分の所得税がかからなく、次の1・2を満たす方  |   |                        |   |                  |   |                        |   |                  |
|       | <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>平成19年度住民税の課税所得金額(分離除く)</td> <td>&gt;</td> <td>所得税と住民税との人的控除額の差</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成20年度住民税の課税所得金額(分離含む)</td> <td>≦</td> <td>所得税と住民税との人的控除額の差</td> </tr> </table> | 1 | 平成19年度住民税の課税所得金額(分離除く) | > | 所得税と住民税との人的控除額の差 | 2 | 平成20年度住民税の課税所得金額(分離含む) | ≦ | 所得税と住民税との人的控除額の差 |
| 1     | 平成19年度住民税の課税所得金額(分離除く)   | > | 所得税と住民税との人的控除額の差       |   |                  |   |                        |   |                  |
| 2     | 平成20年度住民税の課税所得金額(分離含む)   | ≦ | 所得税と住民税との人的控除額の差       |   |                  |   |                        |   |                  |
| ②受付期間 | 平成20年7月1日(火)～31日(木)(期間厳守)  |   |                        |   |                  |   |                        |   |                  |
| ③受付場所 | 平成19年1月1日に住所があつた市区町村   |   |                        |   |                  |   |                        |   |                  |

※社会保険料控除・医療費控除などの人的控除(扶養控除・基礎控除など)以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除によって所得税が課税されなくなった方は、対象となりません

### モデルケース(配偶者ありの場合)

| 給与年収  | 平成19年度(平成18年中の収入) |           |       |
|-------|-------------------|-----------|-------|
| 400万円 | 平成19年度住民税         | 平成18年分所得税 |       |
|       | 所得                | 266万円     | 266万円 |
|       | 配偶者控除             | 33万円      | 38万円  |
|       | 基礎控除              | 33万円      | 38万円  |
|       | 控除合計              | 66万円      | 76万円  |
| 課税所得  | 200万円             | 190万円     |       |
| 人的控除差 | 10万円              |           |       |
| 給与年収  | 平成20年度(平成19年中の収入) |           |       |
| 120万円 | 平成20年度住民税         | 平成19年分所得税 |       |
|       | 所得                | 55万円      | 55万円  |
|       | 配偶者控除             | 33万円      | 38万円  |
|       | 基礎控除              | 33万円      | 38万円  |
|       | 控除合計              | 66万円      | 76万円  |
| 課税所得  | 0万円               | 0万円       |       |
| 人的控除差 | 10万円              |           |       |

大幅に収入が減った

国税務課 ☎72-3119  
zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp



●国民健康保険課 kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp  
●管財課 kanzai@city.ishikari.hokkaido.jp

歳の国保加入の方には7月下旬に受給者証を郵送します。  
※医療費の自己負担割合が1割の方は、平成21年4月1日から2割に変更となります

**【限度額適用認定証の更新】**  
「国民健康保険限度額適用認定証」の有効期限は7月31日までです。認定証の交付を引き続き希望する方は、国保被保険者証を持参の上、申請してください。

**【限度額適用・標準負担額減額認定証の更新】**  
「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。認定証の交付を引き続き希望する方は、国保被保険者証を(70歳以上の方は国民健康保険高齢受給者証も併せて)持参の上、申請してください。なお、過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、入院期間が確認できるもの(領収書等)も持参してください。

※世帯の住民税課税状況変更により、該当にならない場合があります。※後期高齢者医療においても同様の制度があります。詳細は、国民健康保険課が、高齢者医療担当 ☎72・3125まで

**【共通事項】**  
申請・問合せ 国民健康保険課  
☎72・3123

厚田支所市民生活課  
☎78・2886  
浜益支所市民生活課  
☎79・2112

**防災**

**定期普通救命講習会**

対象 中学生以上の市民または市内勤務者  
日時 7月20日(日)9時~12時  
持ち物 筆記用具  
費用 無料  
申込方法 事前電話申込  
場所・申込問合せ 石狩消防署  
警備課 ☎74・7024

**ルールを守って楽しい花火**

- ・花火に書いてある遊び方を必ず守る
- ・風の強いときは花火で遊ばない
- ・花火を人や物に向けたり、燃えやすいもののある場所で遊ばない
- ・必ず水を準備する
- ・一度にたくさん花火に火を点けない
- ・子どもだけで花火をしないで、大人と一緒に遊ぶ
- ・手持ちの筒花火は、筒底を握らず、手の位置に注意する
- ・正しい位置に正しい方法で点火する
- ・打ち上げなどの筒もの花火は、途

中で火が消えても筒をのぞかない  
・花火をポケットに入れない。  
・花火をほくして遊ばない。

問合せ 石狩消防署予防課  
☎74・7165



**そのほか**

**ふるさと応援寄附スタート**

「生まれ育ったふるさとに貢献したい」「自分とかわりが深い地域を応援したい」という思いを実現できる「ふるさと納税制度」ができました。この制度は、ふるさと納税の自治体に対して寄附金を納付することで、所得税・住民税の一部控除を受けることができます。

市ではふるさと納税制度を生かすために「石狩市ふるさと応援寄附」を始めます。この寄附は「市民活動」「子育て」「観光」などの分野ごとに寄附者自らの意思で選択することもできます。なお、寄附には申請が必要です。

問合せ 管財課 ☎72・3646

**国民年金保険料の免除制度**

経済的な理由などで国民年金の保険料を納めるのが困難な方は、所得に応じて保険料の全額または一部が免除となります。

| 免除期間          | 7月~平成21年6月 | 納付額     | 年金額への反映 |
|---------------|------------|---------|---------|
| ◆全額免除         |            | なし      | 1/3     |
| ◆3/4免除(1/4納付) |            | 3,600円  | 1/2     |
| ◆半額免除(1/2納付)  |            | 7,210円  | 2/3     |
| ◆1/4免除(3/4納付) |            | 10,810円 | 5/6     |

**【退職(失業)の特例】**

免除制度には、退職(失業)の特例があります。所得の審査は、原則として本人・配偶者・世帯主の方の前年の所得となりますが、これらの方の中で申請する年度または前年度に退職した方は、退職票・辞令書・雇用保険受給資格証等の離職を証明できる書類を添付することで所得審査が不要となります。

- ・承認を受けても全額免除以外の方は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れと未納扱いとなるため、将来の老と年齢基礎年金に反映されず、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取れないことがあるため、忘れずに納付してください。
- ・全額免除・若年者納付猶予の承認を受けた方で、申請の際に申請書に継続希望が明記された方は、翌年度以降も申請があったものとみなされ、自動的に審査が受けられます(所得審査があるため、申告等を行っている方対象)。ただし、継続後、免除承認等に変更が生じた場合は、再申請となります。

国民健康保険課 ☎72-3122 kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp

**7月は「差押強化月間」です!!**

市では、市税の公平性と信頼性を確保するため、7月を「差押強化月間」と位置付け、不動産や預貯金・給与などの財産差押を強力に推進していきます。

昨年は、市税の滞納処分で不動産76件、預貯金324件、国税等還付金70件、給与5件、動産5件、計480件の差し押えを執行し、うち動産5件についてはインターネットオークションにて公売しました。

滞納のある方には、督促状・催告書・電話・訪問などで納付をお願いしてきましたが、それでも納付されないときは、勤務先や銀行へ照会し、財産調査を実施した上で、差し押えを執行することになります。

納期限を過ぎると年14.6%の延滞金も併せて納付していただくことになります。

納付が困難な場合や分割納付を希望される方は、下記までご相談ください。



納税課 ☎72-3118  
nouzei@city.ishikari.hokkaido.jp  
国民健康保険課 ☎72-3123  
kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp